

## 日光市立轟小学校「いじめ防止基本方針」

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策推進委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した場合には、解消に向け組織的に対応します。

なお、本基本方針には、実践のための行動計画を作成し、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### 1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策推進委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応します。
- 児童、保護者に対して、「いじめ対策推進委員会」の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図ると共に、具体的対応力の向上を図ります。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせるため、道徳教育の充実を図ります。
- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるようソーシャルスキルトレーニングを行ったり、「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させたりするなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 児童一人一人が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導します。
- 定期的にいじめ問題についての職員研修を行うとともに、毎週、児童に関する情報の共有と指導方針の確認を行い、適切な児童指導がなされるよう組織で動きます。
- 教職員のいじめに対する意識の向上のために取組評価を行い、自己の取り組みや指導体制の改善を図ります。
- 児童にインターネットのもつ利便性と危機性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査、Q-U検査を実施するとともに、教育相談週間（年2回）を設けて、児童の実態把握に努めます。
- 日頃から、児童との信頼関係を深め、家庭訪問、個人面談等により、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談、通報の窓口を明確にし、周知に努めます。
- 放課後児童クラブとの連携を密にし、担当職員は定期的に児童の様子を観察し、指導員との情報交換をすることに努めます。

### 4 いじめの解消に向けて

- いじめに係わる相談を受けた場合やいじめの疑いがあるという情報を認知した場合には、すみやかに事実の有無を確認します。また、いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげます。
- いじめの事実が確認された場合には、加害者にいじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童、保護者への指導・助言を継続的に行います。
- いじめられた児童といじめた児童への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断する事なく、いじめられた児童の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・助言し良好な人現関係の構築に努めます。

### 5 いじめに関する相談について

- 学級担任、児童指導主任、全職員誰でもお受けいたします。些細なことでも遠慮せずいつでも、御相談ください。
- 日光市立轟小学校 電話 0288-21-8247  
〈以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています〉
- ホットほっと電話相談
  - 【子供専用】いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999
  - 【保護者専用】家庭教育ホットライン 028-665-7867
- いじめ・不登校対策チーム 上都賀教育事務所 0289-62-0162
- 日光市教育相談室 0288-21-9130
- 日光市教育委員会いじめ相談 0288-21-5181